

1 墨田区教育委員会からの意見

	該当箇所	意見等
1	前文 3行目	「自らの意思で成長していく」の表現について、発達段階の子どもたちは自らの意思でできないことも多いので、別の表現にした方が望ましいのではないかな。
2	前文 5行目	「自らの自由な意思や選択で、遊び、学び、休むことができます。」の「休む」という表現については、自由に学校を休んでもいいと誤解を与えることが懸念される。
3	前文 5行目後段～	「このような自分の意思が尊重されることで、未来を切り開く力が育まれ」という表現について、自分の意思が尊重されることをもって未来を切り開く力が育まれると言い切ることは、飛躍しすぎではないのかな。
4	前文 8～9行目	同一文中に、「成長」という言葉が2回出てくる。どちらかの「成長」の表記を工夫した方が良いのではないかな。
5	第3条（3）及び第4条（4）ア	「公平」という表現について、同趣旨の条文である教育基本法の第4条では「等しく」と表現されている。「公平」という表現の方が適切なのだろうか。
6	第4条（1）イ	子どもたちが「区はいじめからも守ってくれる」ということが理解できるよう、また、区の姿勢を明らかにするためにも、本条例のこどもが守られる権利に「いじめ」を明記しても良いのではないかな。
7	第4条（4）イ	本条文に「道徳」という言葉を明記すると、学校教育における「道徳」をいつでも受ける権利があるかのような誤解を招くおそれがあることが懸念される。
8	第4条（5）ア	「表し」という表現について、上段の表記では「意見を表明し」ということで「表明し」となっているので、表現は統一した方が良いのではないかな。
9	第7条（標題及び第1項）	「育ち学ぶ施設の役割」は、より具体的に「関係者」を追加したほうが全体的に分かりやすくなるのではないかな。「関係者」を追加するとともに、全体的に文言を整理してはどうか。

※上記の意見については、いずれも意見等を反映し、次の2のとおり修正した。

2 「(仮称) 墨田区こども条例」(案) (令和6年12月2日子ども文教委員会) からの主な変更点

	該当箇所	変更前	変更後
1	前文 3行目	自らの意思で成長していくことを大切にされなければなりません	夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません

		ん。	ません。
2	前文 5行目	こどもは、自らの自由な意思や選択で、 <u>遊び、学び、休む</u> ことができます。	こどもは、自らの自由な意思や選択で、 <u>学び、遊び、休む</u> ことができます。
3	前文 5行目 後段～	このような自分の意思が尊重されることで、 <u>未来を切り開く力が育まれ、なりたい自分に向かって挑戦することができます。</u>	このような自分の意思が尊重されることで、 <u>なりたい自分に向かって挑戦することができ、未来を切り開く力が育まれます。</u>
4	前文 9行目	大人とともに <u>成長し、</u>	大人とともに <u>育ち、</u>
5	(基本理念) 第3条(2)	全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、 <u>愛されて保護されること。</u>	全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、 <u>愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。</u>
6	(基本理念) 第3条(3)	全てのこどもについて、教育を受ける機会が <u>公平</u> に与えられること。	全てのこどもについて、教育を受ける機会が <u>平等</u> に与えられること。
7	(基本理念) 第3条(4)	全てのこどもについて、 <u>意見を言う機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。</u>	全てのこどもについて、 <u>年齢と発達</u> の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
8	(こどもの大切な権利) 第4条(1)イ	あらゆる犯罪、暴力、虐待から心身ともに守られること。	あらゆる犯罪、暴力、虐待、 <u>いじめ</u> などから心身ともに守られること。
9	(こどもの大切な権利) 第4条(1)ウ	こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、 <u>文化</u> などによって差別を受けないこと。	こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、 <u>文化</u> などのあらゆることによって差別を受けないこと。
10	(こどもの大切な権利) 第4条(2)ア	自分のペースに合わせて <u>遊び、学び、休む</u> ができること。	自分のペースに合わせて <u>学び、遊び、休む</u> ができること。
11	(こどもの大切な権利) 第4条(4)ア	教育を受ける機会が <u>公平</u> に与えられること。	教育を受ける機会が <u>平等</u> に与えられること。
12	(こどもの大切な権利) 第4条(4)イ	<u>道徳や責任感を学ぶ機会</u> や将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられる	将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。

		こと。	
13	(こどもの大切な権利) 第4条(5)ア	自分の意見を <u>表し</u>	自分の意見を <u>表明し</u>
14	(区民等の役割) 第6条第1項	区民等は、地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、 <u>こどもの権利が守られるように努めるものとします。</u>	区民等は、地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、 <u>こどもの権利を守る役割を持ちます。</u>
15	(区民等の役割) 第6条第2項	区民等は、こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもを見守り、 <u>支援するよう努めるものとします。</u>	区民等は、こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもを見守り、 <u>支援する役割を持ちます。</u>
16	(育ち学ぶ施設の <u>関係者</u> の役割) 第7条第1項	育ち学ぶ施設は、安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。	育ち学ぶ施設 <u>の関係者</u> は、 <u>育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。</u>
17	(育ち学ぶ施設の <u>関係者</u> の役割) 第7条第2項	育ち学ぶ施設は、こどもが <u>遊び、学び、活動する機会</u> などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。	育ち学ぶ施設 <u>の関係者</u> は、こどもが <u>学び、遊び、活動する機会</u> などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。
18	(育ち学ぶ施設の <u>関係者</u> の役割) 第7条第3項	育ち学ぶ施設は、一人ひとりの個性を <u>尊重し、支援を行うものとします。</u>	育ち学ぶ施設 <u>の関係者</u> は、一人ひとりの個性を <u>尊重するよう努めるものとします。</u>
19	(こどもへの支援の方針) 第9条第4項	区は、こどもが安心して過ごし、 <u>遊び、学び、活動する</u> ために必要な居場所をつくれます。	区は、こどもが安心して過ごし、 <u>学び、遊び、活動する</u> ために必要な居場所をつくれます。